

令和4年度の修学旅行の中止や延期に伴う追加的経費の支援に係る申請要項

令和4年10月20日

高 校 教 育 課

1 支援の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に予定していた修学旅行をやむを得ず中止又は延期した場合や、方面・日程を変更した場合に発生する企画料等の追加的経費について、保護者の負担軽減を図るため、県教育委員会が支援するものである。

2 対象

県立高等学校及び県立中等教育学校が令和4年度に実施する修学旅行において、新型コロナウイルス感染症の影響を理由としてやむを得ず中止又は延期した場合や、方面・日程を変更した場合に、業者に対して支払いの義務が生じた追加的経費を対象とする。

3 申請方法

追加的経費が発生する状況となった場合、速やかに高校教育課の担当者に連絡するとともに、予算配布申請書〔別記様式〕を提出する。

なお、予算科目は、13款－1項－7目－11節役務費（手数料）とする。

4 留意事項

- (1) 修学旅行の延期や中止等を決定する際には、キャンセル料等が可能な限り発生しないよう、決定の時期について留意する。
- (2) この要項で対象とする追加的経費については、新型コロナウイルス感染症を事由とした中止や延期、方面・日程の変更により発生した経費のみを想定している。
- (3) 追加的経費については、配布した予算により学校が業者に支払うこととし、生徒の旅行積立金から一時的に建て替えることのないよう留意する。
- (4) この要項で対象とする追加的経費は、生徒に係るもののみとし、教職員に係る追加的経費は対象外とする。
- (5) 本支援は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」活用事業によるものであるため、支出関係書類は5年間保存しなければならない。
- (6) 予算配布申請書の提出は、支払日の2週間前までとし、予算の引き上げが生じる場合は、早急に担当者に連絡する。また、支払いは令和5年3月末日までに完了することとする。
- (7) 支払い終了後、速やかに請求書及び支出回議書の写し（電子データ）を、担当者宛てに提出することとする。

5 その他

- (1) 追加的経費については、参加生徒の旅行経費の5%を上限として想定しているが、その額を超える場合は、事前に高校教育課と学校とで協議し、予算の範囲内で対応することとする。
- (2) この要項による支援は、令和4年4月から令和5年3月までに実施を予定している（令和4年4月5日付け高教第421－3号「令和4年度修学旅行等実施状況調査及び海外教育旅行等実施予定調査について」に基づき提出した修学旅行実施予定による）修学旅行の中止又は延期等について適用することとしている。
- (3) この要項に定めることのほか、申請に関する必要な事項は、県教育委員会がこれを定める。